

# 江戸川区立鹿骨中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (いじめの定義)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることを認識し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び教職員の責務)

基本理念にのっとり、保護者や地域住民他関係者・関係機関との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の内容

### (1) いじめの未然防止・早期発見のための取組

#### ① 未然防止のための取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及びチャレンジ・ザ・ドリームやボランティア活動等体験活動の充実を図る。

イ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力を行う。「ふれあい相談」の充実を図る。

ウ わかる授業づくりを進め、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。校内研修会における研究授業を充実するとともに、互いに授業を参観し合う機会を多くつくる。

エ 学校生活全般を通して、全ての生徒に規則正しい生活習慣を身に付けさせ、集団生活のルールを守って生活する規範意識を育成する。

エ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会の活動に対する支援を行う。

オ 5月に「社会を明るくする運動」の一環として標語づくりを行い、いじめ防止についての意識を高めさせる。

カ 校内研修や職員会議を通して、全教職員がいじめの態様や特質等について共通理解を図り、組織的に対応する。

キ インターネットを通して行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、生徒と保護者向けにセーフティ教室を年1回実施する。

ク 保護者会や学校だより、ホームページ等を活用し、保護者や地域住民と連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

ケ 教職員、生徒、保護者等による学校評価から、いじめについての取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

## ② 早期発見のための取組

ア 教育相談担当やスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実し、全教職員のカウンセリングマインドの向上を図り、生徒の悩み等の早期発見に努める。

イ 生徒が毎日の出来事や感想、悩み、考え等を記入する「個人ノート」を活用し、生徒とのコミュニケーションを大切にする。

ウ 生徒及び保護者がいじめに係る相談をいつでも行うことができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口等、相談体制の整備を行う。

エ 年3回、各学期末に、全ての生徒を対象にいじめアンケート調査を実施する。

オ 7月と11・12月に、三者面談や「ふれあい相談」を通して、生徒と保護者からの聞き取り調査を行う。

## ③ 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。 (いじめ発生時については、別途記載)

〈メンバー〉

校長、副校長、生活指導主任、学年生活指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

〈活動内容〉

- ・ いじめの未然防止から終息後までの対応マニュアル作成
- ・ いじめの未然防止のための年間指導計画作成
- ・ 保護者、地域、関係機関との連絡調整
- ・ 実態把握（アンケート調査等）
- ・ いじめの相談・通報の窓口

## (2) いじめに対する措置（いじめ発生時）

### ① いじめ対策委員会を核とした対応

ア いじめ又はその疑いのある行為を見た場合やいじめに係る相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、事実確認調査や情報収集を行う。

イ 対応方針の策定と役割分担の明確化を図り、支援計画を作成・実施する。

ウ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。

エ 江戸川区教育委員会へ事実関係を報告する。必要に応じて、外部関係機関との連携を図る。

オ いじめがあった事実を真摯に受け止め、指導方法の見直しや授業改善を図りながら、生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない雰囲気再醸成に努める。

カ 学校公開や意見交換等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながらその改善を行う。

② いじめを受けた生徒への対応

- ア いじめを受けた生徒を守るため、共通理解のもと全教職員で解決に向けた支援を行う。
- イ 丁寧に事実関係を聞き取り、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を行う。
- ウ 養護教諭やスクールカウンセラー・学校医等と連携し、メンタルヘルスクエアを行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- エ 緊急避難として欠席した場合には、家庭訪問を行い、生徒に安心感をもたせるとともに、学習を補償するためのプログラムを作成、実施する。
- オ 保護者に対して事実について説明するとともに、今後二度と起こらないための体制について説明し理解を得る努力をする。

③ いじめを行った生徒への対応

- ア 事実関係を確認し、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起ささない環境を構築する。
- イ いじめに至った原因や背景を振り返らせ、継続的な観察・指導を行いながら立ち直りを支援する。
- ウ 保護者に対して事実の説明と指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かしていく。
- エ いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習等を行わせる措置を講ずる。

④ 周囲の生徒への対応

- ア いじめを見ていた生徒に対しては、自分自身の問題として捉えさせ、見て見ぬふりをせず、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- イ はやしたてたり同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、二度と行わないよう毅然とした指導を行う。
- ウ いじめを伝えてきた生徒へは、全教職員で守り通すことを伝え、安心感をもたせるとともに、見守り等による安全確保を確実にを行う。

(3) いじめに対する措置（重大事態発生時）

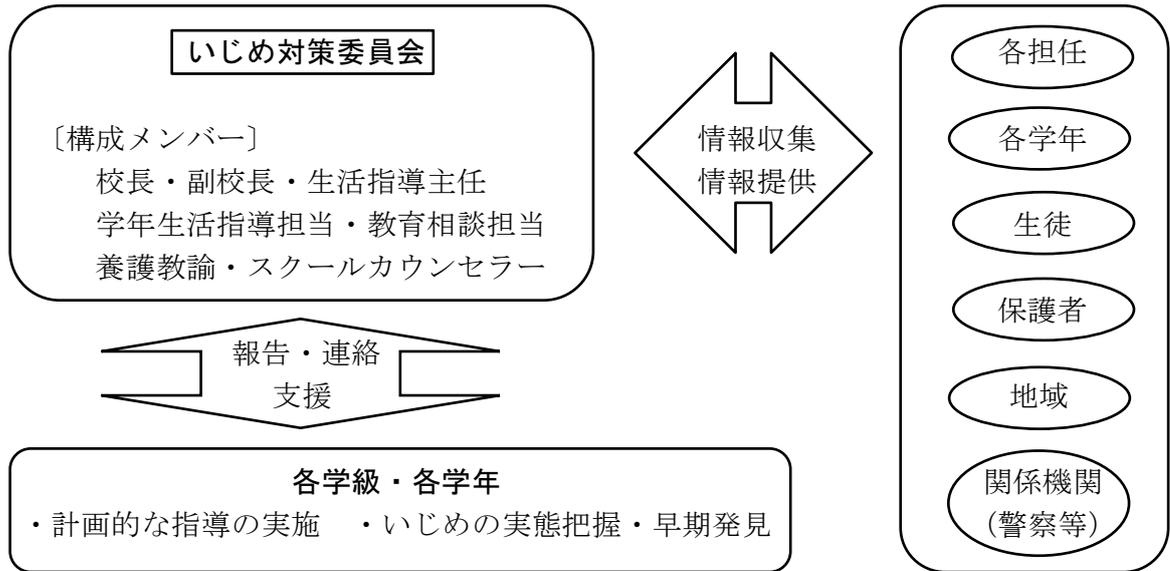
① 重大事態とは

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
  - イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- 例 ・自殺を企画した場合 ・精神性の疾患が発生した場合  
・身体に重大な障害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合

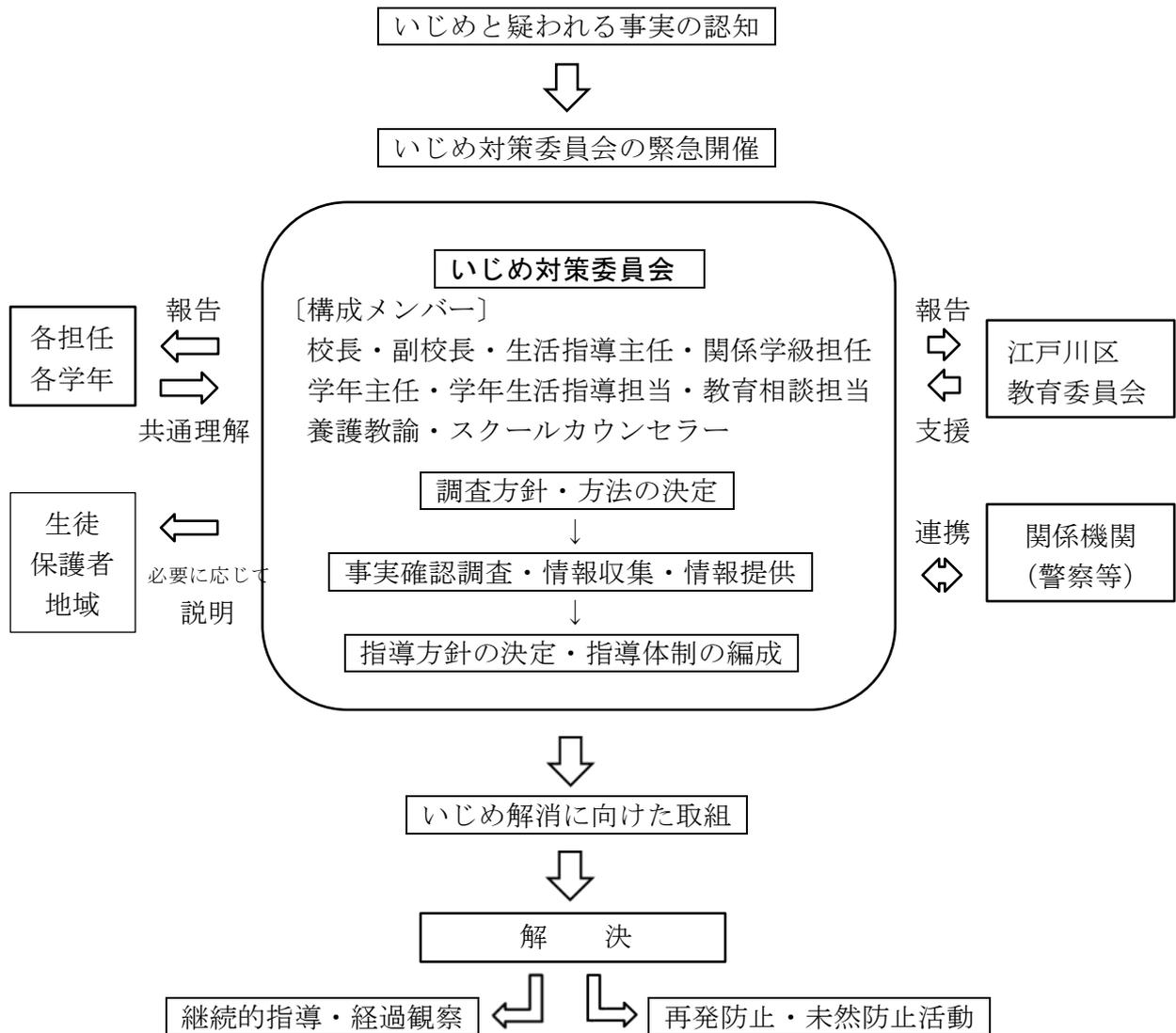
② 学校としての対応

- ア 重大事態が発生した旨を、江戸川区教育委員会を通じて、区長へ速やかに報告する。
- イ いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、事実関係を明らかにするための調査を速やかに行う。その際、いじめを受けた生徒やいじめを伝えてきた生徒を守ることを最優先する。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、直ちに小岩警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

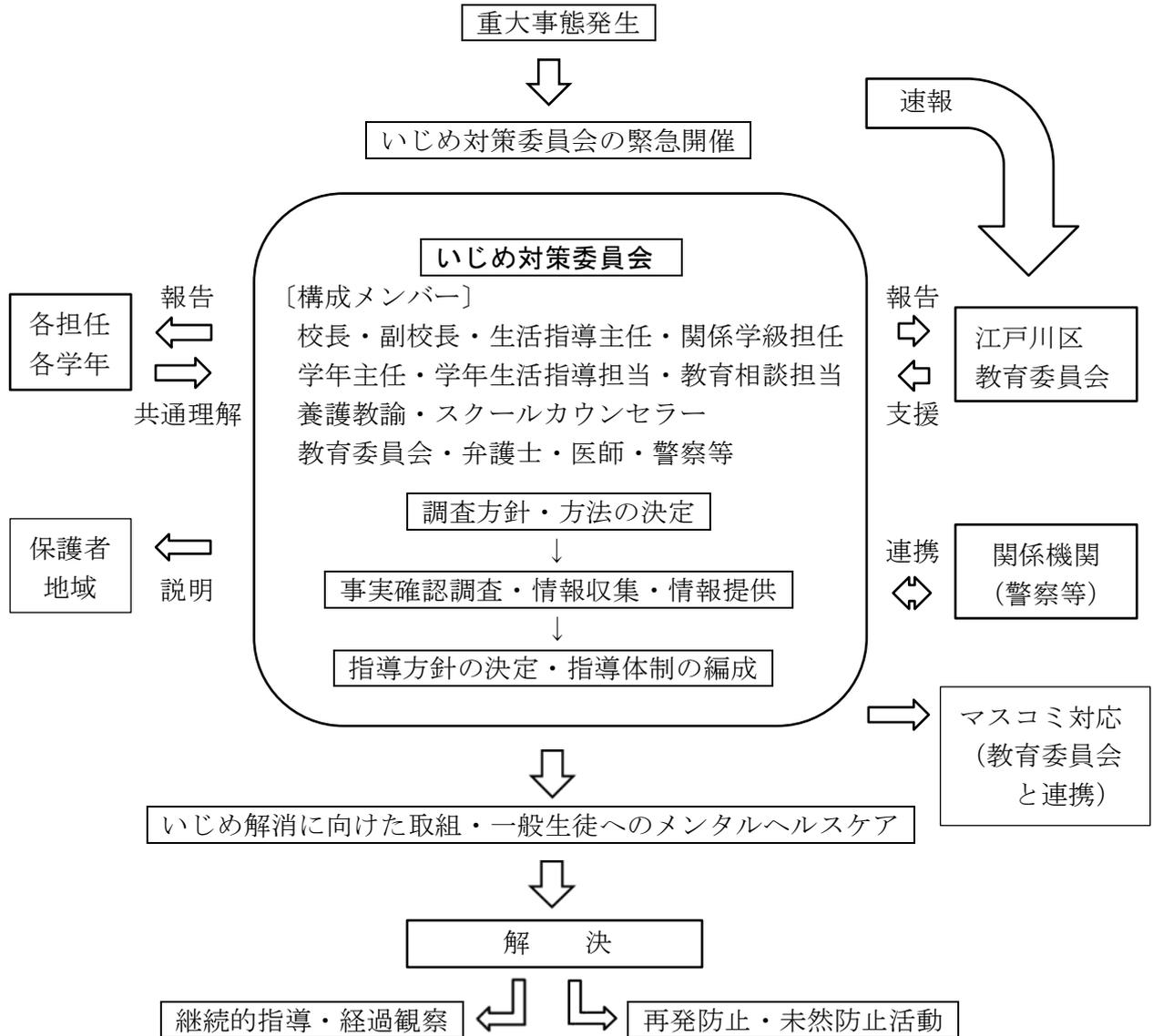
### 3 平常時のいじめ防止体制



### 4 いじめ発生時の体制



## 5 重大事態発生時の体制



## 6 いじめ防止プログラム年間指導計画

	いじめ対策委員会	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ対策委員会発足</li> <li>指導方針</li> <li>指導計画作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級づくり</li> <li>学級目標作成</li> <li>セーフティ教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>声かけ、様子観察による聞き取り調査</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者向け啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒総会</li> <li>1年生遠足</li> <li>ボランティア活動</li> <li>運動会の取組</li> <li>Q-U</li> </ul>	
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>標語づくり</li> <li>人権感覚の向上</li> <li>校内研修会</li> </ul>	
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>集団生活の向上（道徳）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査</li> <li>面談による聞き取り調査</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>生命の尊重（道徳）</li> <li>ボランティア活動</li> </ul>	
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>友情、信頼（道徳）</li> </ul>	
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>思いやり（道徳）</li> <li>学芸発表会の取組</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止週間</li> <li>Q-U</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい相談</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寛容、謙虚（道徳）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい相談</li> <li>アンケート調査</li> <li>面談による聞き取り調査</li> </ul>
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>友情、信頼（道徳）</li> <li>チャレンジ・ザ・ドリーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい相談</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>思いやり（道徳）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい相談</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度のまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命尊重（道徳）</li> <li>送別合唱祭の取組</li> <li>入学前の小学校との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査</li> </ul>

事  
案  
発  
生  
時  
緊  
急  
開  
催

「個人ノート」(デイリーライフ)の活用